

00073

鳥取縣公報

第二百八十七號
昭和七年一月廿六日

火曜日

訓令

◆鳥取縣訓令甲第三號

市町村長
方面委員

鳥取縣方面委員事務取扱手續左ノ通改正ス

昭和七年一月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 第二頁日 (昭七) 昭七
昭和七年一月廿六日 (昭四) 昭和四年四月十五日 (昭三) 第三種郵便物認可

00074

鳥取縣方面委員事務取扱手續

第一條 方面委員ハ各自左ノ簿冊ヲ備フベシ

一、調査票 (第一號様式)

二、事務日誌

三、文書綴

第二條 方面委員ハ貧困者ノ身上生活状態及貧困原因等ヲ戸別ニ調査シ左ノ區別ニ從ヒテ之ヲ第一

種、第二種ニ分チ必要事項ヲ調査票甲號ニ記入スベシ

第一種

絶對的ニ必要ナル生活資料ニモ事缺ク極貧者ニシテ公私ノ救助ヲ得ルニ非ザレバ生活ス

ル能ハザル程度ノモノ

第二種

辛ジテ最底生活ヲ爲シ得ル貧困者ニシテ平常ハ公私ノ救助ヲ必要トセザルモ短日月ノ失

業又ハ家族ノ疾病等アル場合ニモ直ニ自活シ能ハザルニ至ル程度ノモノ

方面委員ハ毎月十日迄ニ前月中ニ調査票ニ登録シタルモノニ付調査票甲號ノ寫ヲ市役所、町

00075

村役場ヲ經テ知事ニ送附スベシ

第一項ノ記載事項ニ異動アリタルトキハ直ニ調査票ヲ整理シ毎月十日迄ニ前月中ノ異動ヲ市役所、町村役場ヲ經テ知事ニ報告スベシ

第三條 方面委員救護法施行令第五條第二項ニ依リ市町村長ニ要救護者ノ狀況ヲ通知シ且救護ニ關

スル意見ヲ具申セントスルトキハ第二號様式ニ依ルベシ

第四條 調査票ニ登録セラレタル貧困者救護法ニ依ル救護ヲ受クルニ至リタルトキハ必要事項ヲ調

査票乙號ニ記入スベシ

前項ノ記載事項ニ異動アリタルトキハ直ニ調査票ヲ整理スベシ

第五條 方面委員ニ於テ調査票ニ登録セラレタル貧困者ヲ訪問シ又ハ之ニ對シ保護若ハ指導ヲ加ヘ

タルトキハ其ノ都度世帯ノ狀況又ハ取扱事項ノ概要ヲ調査票丙號ニ記入スベシ

第六條 調査票ニ登録セラレタル貧困者方面委員ノ擔當スル方面外ニ轉任シタル場合ニ於テハ方面

委員ハ直ニ除籍ノ年月日及理由ヲ調査票ノ該當欄ニ記入シテ之ヲ除籍シ毎月十日迄ニ前月中

ニ除籍シタル者ノ除籍年月日及理由ヲ市役所、町村役場ヲ經テ知事ニ報告スベシ

調査票ニ登録セラレタル貧困者死亡シ其ノ他除籍スルヲ適當ト認メラルルニ至リタルトキハ

00093

00092

鳥取縣公報 第二百八十七號 昭和七年一月二十六日 (第三種郵便物認可) 九

救護者					乙
氏名	該當種別 (法第二條及第三條)	救護種類 (法第十條)	救護ノ程度	救護ノ方法	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	救護開始
					摘要

除籍年月日	世帯ノ既往
	貧困ノ原因
除籍理由	取扱方針

鳥取縣公報 第二百八十七號 昭和七年一月二十六日 (第三種郵便物認可) 八

00095

丙

訪問月日

世帶狀況

取扱月日

取扱事項

00094

由事護救要

誌過經護救

00096

調査票甲 調査票記入上ノ注意

00077

- 一、郡市、方面
- 郡市、方面ノ名稱ヲ記入スルコト例之「岩美郡中ノ郷方面」「鳥取市久松方面」等ノ如シ
- 一、第一種
- 第一種ト第二種トアルヲ以テ其ノ區別ニ從ヒ「一」又ハ「二」ト記入スルコト
- 一、第二條
- 第一種、第二種別ニ調査順序ニ依リ記入スルコト
- 一、世帯
- 獨立シテ家計ヲ立ツル毎ニ一世帯トス從ツテ間借、自炊等ヲ爲シ住居ヲ共ニスルモ家計ヲ別ニスルトキハ別世帯トシ住居ヲ別ニスルモ家計ヲ共ニスルトキハ一世帯トスルコト
- 一、世帯主欄
- 居住地又ハ現在地ニ實際ニ兩者ノ判定困難ナルモ生活ノ中心ト認ムベキモノヲ有スルモノハ居住地トシ「又ハ現在地」トアルヲ抹消シ然ラザルモノハ現在地トシ「居住地又ハ」トアルヲ抹消スルコト例之寺院、神社等ノ縁ノ下ニ起居スルガ如キモノハ現在地トス
- 一、世帯員欄

00078

- 1、氏名ハ氏ハ世帯主ト異ル者ノミヲ記入スルコト
 - 2、世帯主トノ關係ハ法律上ノ家族ニアラザルモノニ付テハ實際ノ關係例之「内縁ノ妻」「長女はな私生子」等ノ如ク記入スルコト
 - 3、教育ハ左ノ略號ニ依リ記入スルコト
文字ヲ知ラザルモノ(無) 假名ヲ知ルモノ(假名) 尋常小學校中途退學(尋退)
尋常小學校卒業若ハ之ト同等ノモノ(尋卒)
高等小學校若ハ之ト同等程度ノ學校中途退學(高退)
高等小學校卒業若ハ之ト同等ノモノ(高卒)
中等學校中途退學(中退)
中等學校卒業若ハ之ト同等ノモノ(中卒)
 - 4、職業ハ農工商等ノ如ク大別セズ例之「大工職」「菓子小賣商」「小作農」「瓦製造職工」「劇場下足番」「輕業師」等ノ如ク細別シ失業者ト雖技能ヲ有スル者ニ付テハ其ノ旨記載スルコト
- 二以上ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ本業ト副業トニ分チテ記入スルコトトシ本業ト副業

00079

- トノ判定困難ナルトキハ收入額ノ多キモノヲ以テ本業トスルコト
- 5、收入見込月額
勤勞收入ハ本人ノ勤勞ニ依リテ得ル所得額ヲ記入スルコト
其ノ他ノ收入ハ其ノ者ニ對シテ送ラレル一切ノ仕送り、扶助料、恩給等ヲ合算記入スルコト
 - 6、心身狀況ハ單ニ「強健」「普通」「虛弱」トスルノミナラズ宿病アルトキハ其ノ病名及程度ヲ記入スルコト
 - 7、公私保護ハ公私ヲ問ハズ如何ナル保護ヲ受ケテキルカ其ノ種類及程度ヲ記入スルコト
 - 8、居住始期ハ何年何月ト記入スルコト
 - 9、備考ハ本人ノ勤怠、性癖、其ノ他ヲ記入スルコト
- 一、扶養義務者關係欄
- 扶養義務者ノ氏名、所在地、當世帯主トノ關係、扶養能力ノ有無ヲ記入スルコト、扶養義務者扶養能力ナキトキハ其ノ生活狀況ヲ摘録スルコト

一、世評欄

家族員ニ對スル客觀的觀察例之世帯主又ハ世帯員ニ對スル近隣ノ人々ノ觀察、子供ニ對スル

00089

受持教師ノ觀察等ヲ記入スルコト

一、租税公課欄

「縣稅何稅何圓」、「村稅何稅何圓」、「區費何々何圓」等ト記入スルコト

一、資産及負債欄

資産及負債額ノ調査困難ナル場合ニハ推定額ヲ記入スルモ差支ナシ此ノ場合ニハ「推定」ト記入スルコト

資産ニ付テハ「什器見積額何程」、「貯金何程」等ト記入シ尙貯金ニ付テハ預入先モ記入スルコト

負債額ノ内ニハ掛買未拂金質借ヲモ含メテ記入シ高利ニシテ特ニ援助ヲ加ヘテ整理ヲ要スルガ如キモノニ付テハ其ノ旨記載スルコト

一、生計欄

勤勞收入ニ世帯構成員ノ勤勞ノ收入合計ヲ記入スルコト

仕送ニ其ノ世帯ニ屬セザル家族員又ハ其ノ他ノ親族仕送額ヲ記入スルコト

救助金ニ物品給與ト雖金錢ニ換算シ得ルモノハ金額ニテ示スコト

00081

一、住居狀況欄

1、住居ノ種類ニ自家、借家(雜作附カ否ヲモ附記スルコト)間借(階上、階下ノ別ヲモ附記スルコト)等ニ區別シ記入スルコト

2、家屋ノ様式ニ平家建、二階建、長屋建、一戸建、本建、假建等ニ區別シ記入スルコト

3、室疊數ニ例之「四疊半一室」、「三疊二室」等ノ如ク記入スルコト

4、燈火ニ例之「十燭一個」、「十六燭二個」等ノ如ク記入スルコト

5、同居人ノ有無ニ間貸ヲ爲セル場合又ハ共同ニテ借家セル場合ニ於テ世帯員以外ノ同居者ノ有無及同居者アルトキハ其ノ員數ヲ男女別ニ記入スルコト

6、家主、地主ニ住所氏名ヲ記入スルコト

8、同居主ニ間借ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ家ノ主人ノ氏名ヲ記入スルコト

9、差配ニ住所、氏名ヲ記入スルコト

10、採光、通風ニ「良」、「不良」ニ區別シ記入スルコト

11、飲用水ニ水道ヲ専用スル場合ハ「水道(専)」ト記入シ共同シテ之ヲ使用スル場合ハ「水道(共)」ト記シ且ソノ使用料金負担額ヲ記入スルコト

井戸水ヲ使用スル場合ニ於テモ右ニ準ジテ記入スルコト

12、下水「整」「否」ニ區別シ記入スルコト

13、便所ニ専用、共同ニ區別シ共同ニ依ル場合ニハ之ヲ使用スル世帯數ヲ記入スルコト

一、世帯ノ既往欄

調査以前ニ於テ同世帯ガ如何ナル生活過程ヲ經テ來タカヲ摘録スルコト

一、貧困ノ原因欄

單ニ失業、亂費ニ因ル等ノ如ク記載セズ貧困ニ陥リタル原因ヲ成ルベク詳細ニ記入スルコト

一、取扱方針欄

調査ニ基キ決定シタル此ノ世帯ニ對スル取扱方針ヲ記入スルコト

一、備考欄

他欄ニ記入シ難キ事項其ノ他參考トナリベキ事項ヲ記入スルコト

調査票乙

一、救護法ニ依ル被救護者欄

救護臺帳ニ基キ記載スルコト

摘要欄ニハ救護ノ變更、停止、廢止ヲ爲シタルトキ其ノ要旨ヲ簡單ニ記入シ、其ノ詳細ハ救

護ノ經過誌欄ニ記入スルコト

一、要救護事由欄

要救護者ノ個々ニ付施行令第二條ニ掲ゲタル項目ノ何レカニ屬スル事情ヲ具體的ニ記入スル

コト

一、救護經過欄

救護法ニ依リテ救護ヲ開始シタル以後ノ救護經過ヲ記入スルコト

調査票丙

一、世帯状況欄

委員ノ訪問シタル際ノ世帯ノ状況ヲ記入スルコト

一、取扱事項欄

世帯ノ状況ニ應ジテ處置ヲナシタル時ハ其ノ處置取扱ヲ記入スルコト

(備考)

1、記入ハ墨又ハ「インク」ヲ以テシ鉛筆ハ使用セザルコト

00093

三、生活保護

會施設ノ視察ヲ爲シ以テ相互ノ聯絡協力ヲ圖ルコト

イ、自活シ能ハザル貧困者ニ付親族縁故者ニ照會シ扶助ノ途ヲ講ズルコト

ロ、老衰、幼弱、姪孌、不具、廢疾、疾病、傷痍等ノ爲自活シ能ハザル貧困者ニ對シ救護法ニ依ル生活扶助若ハ生業扶助其ノ他救護施設收容金品給與等ノ途ヲ講ズルコト

ハ、傷病兵、其ノ家族若ハ遺族、又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ニシテ自活シ能ハザル貧困者ニ對シ軍事救護法ニ依ル生活扶助若ハ生業扶助、軍人後援會、愛國婦人會、其ノ他公私ノ機關ニ依ル救護ノ途ヲ講ズルコト

ニ、罹災ノ爲救助ヲ要スルモノニ對シ罹災救助法規ニ依ル救助其ノ他金品給與等ノ途ヲ講ズルコト

ホ、失業者ニ對シ職業紹介所、篤志家等ニ交渉シ職業紹介、授産、副業斡旋等ヲ爲スコト

ヘ、生業資金ニ窮スル者ニ對シ之ガ融通ノ途ヲ講ジ高利ノ借財ニ苦ムモノニ對シ低利ニ借換等負債整理ノ助力ヲ爲スコト

ト、生活ノ安定向上ヲ圖ル爲貯金、簡易生命保險若ハ郵便年金ノ加入、産業組合ノ加入等ヲ勸奨シ斡旋ヲ爲スコト

四、保健救療

イ、救療ヲ要スル貧困者ニ對シ救護法若ハ軍事救護法ニ依ル醫療ノ手續、恩賜財團濟生會治療券ノ交付、其ノ他無料若ハ實費診療ノ斡旋ヲ爲シ醫療費給與ノ途ヲ講ジ入退院ノ世話及病床慰問ヲ爲スコト

00093

ロ、貧困ニシテ自活シ能ハザル妊産婦ニ對シ救護法若ハ軍事救護法ニ依ル助産ノ手續ヲ爲シ、其ノ他産院收容、巡回産婆ノ斡旋、妊産婦相談所ノ紹介等ノ途ヲ講ズルコト

ハ、傳染性疾患ノ疑アルモノニ對シ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケシメ豫防治療ニ關スル斡旋ヲ爲スコト

ニ、行旅病人ニ對シ行旅病人取扱法規ニ依ル救護ノ斡旋ヲ爲スコト

ホ、精神病者ニ對シ精神病者監護法規ニ依ル監護ノ斡旋ヲ爲スコト

ヘ、住宅、上下水其ノ他保健衛生上改善ヲ要スル事項ニ付之ガ改善ニ關スル斡旋ヲ爲スコト

五、戶籍整理

イ、本籍ヲ有セザルモノノ就籍手續、内縁ノ夫妻、私生子、庶子等ノ變態的家族關係ノ整理、戶籍ノ記載訂正手續等ノ斡旋ヲ爲スコト

ロ、婚姻、出生、死亡、寄留等ノ届出及家督相續手續、離婚手續等ノ斡旋ヲ爲スコト

六、兒童保護

イ、乳幼児ニ對シ乳幼児收容、營養配給、乳幼児健康相談所ノ紹介ノ途ヲ講ズルコト

ロ、幼兒ノ爲生業ヲ妨グラレ又ハ育兒困難ナリト認ムルトキハ託兒所其ノ他ノ施設ニ對スル保育ノ斡旋ヲ爲スコト

ハ、貧孤兒、棄兒、迷兒等ニ付救護法規ニ依ル保護、育兒院其ノ他公私ノ施設篤志家ニ對スル委託ノ斡旋ヲ爲スコト

ニ、賈子、里子、預子等ニシテ冷遇虐待ヲ受クルモノノ保護ニ努ムルコト

ホ、不良性ノ少年少女ヲ家庭及學校ト連絡ヲ保チテ善導スルニ努メ其ノ甚シキモノハ感化院ニ

00100

- 入院ノ斡旋ヲ爲スコト
- へ、不具、癩疾、白痴等ノ兒童ニ對シ適當ナル保護教養ノ途ヲ講ズルコト
- ト、兒童ノ就學及出席ヲ獎勵シ、入退轉學ノ手續及貧困兒童ニ對スル學用品ノ給與、授業料免除補助手續ノ斡旋ヲ爲スコト
- チ、勞働少年ニ對シ職業指導協會、職業紹介所等ト連絡ヲ保チテ之ニ適業ヲ得セシムルト共ニ就職後ノ教養、健康、風紀ノ保全ニ注意スルコト
- 七、相談指導
 - 生活上、人事上、戸籍上、衛生上、育兒上、家事上、教育上、法律上、其ノ他諸般ノ相談ニ應ジ之ガ指導ニ當ルコト
- 八、教化改善
 - イ、勤儉ヲ獎勵シ奢侈ヲ戒メ質實剛健ナル民風ノ作興ニ努ムルコト
 - ロ、生活ノ改善ヲ圖リ飲酒、賭博其ノ他各種ノ弊風ヲ矯正シ風紀ノ維持ニ努ムルコト
 - ハ、舊來ノ陋習ニ因ル偏見ヲ去リ融和ノ促進ニ努ムルコト
 - ニ、釋放者ニ對スル親近者ノ仕向及本人ノ思想行動ニ留意シ改過遷善ニ努ムルコト
 - ホ、其ノ他講和會、慰安會等ヲ開催シテ社會教化ニ努ムルコト
- 九、社會施設ノ整備促進
 - イ、各方面ノ社會調査ニ基キ近隣社會狀態ノ改善向上ヲ圖ル爲福利施設ヲ講ズルノ氣運ヲ促進スルコト
 - ロ、社會施設ノ分布狀態ニ付其ノ過不足ヲ考察シ之ガ整備ヲ關係方面ニ具申シ其ノ實現ノ途ヲ

00101

講ズルコト

告示

鳥取縣告示第二十六號

左記ノ者ニ對シ今回試験檢定ノ上各頭書ノ小學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和七年一月二十六日

鳥取縣知事

館

哲

二

小學校本科正教員

同

尋常小學校本科正教員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

有 西 三 宮 谷 日 坪 岸 下 垣 酒 古

田 村 村 脇 口 野 井 本 田 本 井 瀨

實 秀 武 時 美 朝 つ 清 節 尚

佐

顯 義 夫 近 春 子 子 子 豊 や 雄 子 三

00104

鳥取縣告示第二十八號

昭和七年一月產婆名簿ニ登錄並訂正セシ者左ノ如シ

昭和七年一月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

本籍 岡山縣真庭郡川上村大字東茅部一、〇九一番第三地

住所 鳥取縣米子市角盤町四丁目四〇番地

昭和七年一月十二日 石 賀 龜 代
第六一一號登錄

明治三十一年五月廿生

住所 鳥取縣米子市角盤町一丁目一二五番地

昭和七年一月六日付日野郡江尾村大字江尾一八九八番地

ヨリ住所並開業地移轉ニ付名簿訂正方出願ニ對シ同年一月十三日訂正

手 島 浪 江

00105

鳥取縣告示第二十九號

昭和七年二月執行衆議院議員總選舉ニ付衆議院議員選舉法第四十四條ニ依リ各郡開票區ノ開票管理者ヲ左ノ通指定セリ

昭和七年一月二十六日

鳥取縣知事 館 哲 二

開票區	開票管理者
岩美郡開票區	大 麻 寬 一
八頭郡開票區	西 澤 哲 四 郎
氣高郡開票區	同 同 同 同
東伯郡開票區	同 高 島 喜 代 松
西伯郡開票區	同 福 谷 資 吉
日野郡開票區	同 紫 關 左 以 治

選舉告示第四號

昭和七年二月執行衆議院議員總選舉ニ付開票管理者ノ爲ス告示ハ鳥取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス但シ鳥取縣公報ニ登載スルノ暇ナキトキハ開票所ノ門戸ニ揭示ス

昭和七年一月二十六日

衆議院議員選舉鳥取縣選舉區岩美郡開票管理者 大 麻 寬 一
地方事務官 同
八頭郡開票管理者 同

